

市街化区域内で500㎡以上の山林をお持ちの方へ
令和9年度から、新しい手入れ支援が開始予定です

契約樹林地維持管理助成



★この内容は計画案であり議会の議決後に正式決定となるため、条件が変更となる場合があります

補助対象は？



横須賀市と

私有樹林地 保全契約

を締結した樹林地

どんな内容？



- 事業者に依頼する
維持管理費用の一部を補助
- 木の伐採・剪定
- 切った木の処分

補助額は？



- 🌿 作業費の半額
- 🌿 上限100万円

例：費用が250万円でも、
補助金は100万円まで

詳細は裏面の市街化区域内における樹林地の保全支援制度をチェック→

受付開始は **令和9年度（令和9年4月1日）** から

→この補助金は令和9年3月議会の議決後に正式決定となります
現在は計画案の段階のため、具体的な申請手続き等は追ってお知らせします

横須賀市 経営企画部 自然環境課 TEL 046-822-8331
eメール ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp



最新情報
はコチラ

市街化区域内における 樹林地の保全支援制度

横須賀市では、市街化区域内の貴重な樹林地を保全していくために樹林地の所有者と市で保全契約を結び、樹林地を管理する契約者に「**樹林地保全支援金**」を支給しています。

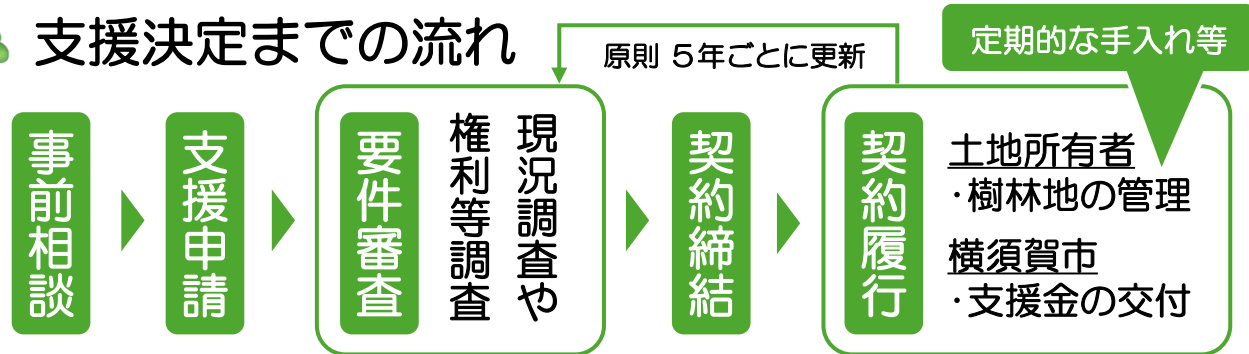


制度概要（令和8年度時点）

対象は？	市街化区域内の500㎡以上の樹林地で 地目が山林または雑種地（地目が山林や雑種地でも、現況が樹林地でない場合は対象外となります）
契約期間	5年間（契約満了後は契約を更新するか選択できます）
支援金算定方法	$(\text{固定資産税額} + \text{都市計画税額}) \times 3 + \text{契約面積} \times 2$

※作業に対する補助金「契約樹林地維持管理助成」の開始に伴い、令和9年度以降一部変更となる場合があります

支援決定までの流れ



維持管理作業への補助金 **契約樹林地維持管理助成** を受けるにはこの契約が必要です
令和8年度現在も **新規契約受付中** です。お気軽に下記担当までご相談ください

横須賀市 経営企画部 自然環境課 TEL 046-822-8331
eメール ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp



制度の要綱・
解説はコチラ